長期の陳情審査にさせない意見集約のしやすい会派とするための陳情

(議会運営委員会付託)

受理番号 第98号 受理年月日 平成24年6月26日

付託年月日 平成24年7月 3日

. . . .

陳 情 原 文 貴議会におかれましては、今期1年目に85本の陳情が上程されましたが、結論が出るまでに至ったものは33本でした。

継続審議となった陳情は新たな委員によって審議されますが、過去の陳情の扱い を鑑みると、その多くが審議未了として処理されることが懸念されます。

これらの問題は議会改革検討小委員会などでも充分に議論されていることと思いますが、根本的な原因は少人数で深く効率的に審議できる委員会が、会派内で意見が纏まることを待っていて、実質的な審議に入れないことだと考えます。

第5号陳情「陳情審査の短期化についての陳情」では、この問題に対処すべく、会派に定員を設けて会派内での意見集約の改善を提案しました。ところが、この陳情は「定員7名」という部分について、「全ての会派を7名にする」と解釈され、不採択になったという話を聞きました。そうであれば、議会からの不採択理由にも合点が行きますが、審議して頂きたい内容について審議された訳ではありません。また、議員の会派異動も少なくないと感じましたので、来期からの適用を目指して下記の通り陳情いたします。

また、定員につきましては、7名について充分に審議されたことを考慮して、13名にしました。これは、7名の会派が2つ合わさると14名となることから、それより1名少ない13名としたものです。

つきましては、貴議会において、審議未了の陳情が出ないよう、下記の通り陳情 いたします。

記

- 1 会派の定員は、区議会議員の改選後、最初の定例会開催までは13名以内とする。
- 2 今期は改選後、最初の定例会が既に閉会しているため、適用しない。